

関係各研究機関事務局の長 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課長
杉 野 剛

(印影印刷)

科学研究費補助金研究者名簿について（通知）

平成18年3月3日付け17振学助第139号「科学研究費補助金研究者名簿について（依頼）」（以下「研究者名簿について」という。）に基づき、貴研究機関から提出された、平成18年度科学研究費補助金「若手研究（スタートアップ）」又は「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」（以下、「若手研究（スタートアップ）等」という。）の応募予定者における科学研究費補助金研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等について、別添「科学研究費補助金研究者名簿」のとおりに作成しましたので通知します。今回通知した研究者名簿は、「研究者名簿について」に基づき、貴研究機関から提出された登録等を含め、貴研究機関に平成18年4月17日現在で登録されている全ての研究者を記載しています。

研究者名簿は、科学研究費補助金に係る事務処理を円滑・迅速に行うため及び日本学術振興会電子申請システムの利用等のために作成しているものですので、貴職におかれましては、下記の事項に留意いただき、事務局による登録内容の確認、各研究者に対する周知徹底等をお願いします。

なお、平成19年度科学研究費補助金の応募にあたって必要となる研究者名簿への登録等については、本年5月下旬頃に依頼する予定です。

また、研究者名簿に含まれる個人情報、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供するとともに、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により、研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

記

1. 研究者番号は、科学研究費補助金の応募等諸手続に当たって必要なものです。科学研究費補助金に応募するためには、研究者が所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に登録されていなければなりませんので、事務局における確認を徹底してください。
2. 研究者番号は、当該研究者の所属研究機関が変更した場合であっても継続して使用しますので、研究者が他の研究機関に転出した場合には、貴研究機関から転出先研究機関の事務局に対し、当該研究者の研究者番号等の登録内容を連絡してください。
3. 研究者名簿の「登録済」欄に「既登録」と記載している場合は、既に研究者番号が登録されている者であり、①「転入・記載事項の変更届（様式K-5-1）」又は「追加届（様式K-5-2）」により届出をすべきであった、②貴研究機関において現職であり手続不要等であった、にもかかわらず誤って新規登録の提出があったものです。該当がある研究機関においては、今回の経緯を踏まえ、重複登録を行わないよう十分に確認してください。
4. 平成16年度より複数の研究機関から研究者名簿への登録が可能となっていますので、研究者名簿の「他の研究機関」欄に、貴研究機関以外で登録のあった研究機関を記載しています。
また、研究者が科学研究費補助金の審査員として委嘱される可能性もあることから、その場合の委嘱手続等に伴う連絡先等として適切な研究機関について、貴研究機関が、研究者及び他の研究機関と調整された結果を★印で記載しています。（委嘱手続等に伴う連絡先等が貴研究機関の場合は無印です。）
5. 問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文部科学省研究振興局学術研究助成課科学研究費第三係
TEL 03-5253-4111(4094)
FAX 03-6734-4093